

## 「我が国の既存の健康危機管理体制に基づく HEOC モデルの検討」

研究代表者：久保 達彦 広島大学大学院医系科学研究科公衆衛生学 教授  
研究協力者：城間 紀之 広島大学大学院医系科学研究科公衆衛生学 博士課程大学院生  
BATSAIKHAN OYUNDARI 広島大学大学院医系科学研究科公衆衛生学研究員  
CHIMED OCHIR ODGEREL 広島大学大学院医系科学研究科公衆衛生学准教授  
弓屋 結 広島大学大学院医系科学研究科公衆衛生学 助教  
福永 亜美 広島大学大学院医系科学研究科公衆衛生学 助教  
田治 明宏 広島大学大学院医系科学研究科公衆衛生学 契約技術職員  
尾川 華子 広島大学大学院医系科学研究科公衆衛生学 修士課程大学院生

### 研究要旨：

本研究では、我が国の既存の健康危機管理体制に適合する公衆衛生緊急オペレーションセンター（HEOC：Health Emergency Operations Center）及び多分野連携の体制について検討した。これまでに実施したアメリカ、カナダ、イスラエルの緊急オペレーションセンター（EOC：Emergency Operations Center）の現地訪問調査、エチオピア、オーストリアのEOC文献調査、WHOのFramework for a Public Health Emergency Operations Centre (2015)の文献調査及び本邦の既存の健康危機管理体制の分析を踏まえ、HEOCの在り方、必要な体制について検討を行った。

HEOC機能の実装に向けて、①健康危機管理調整会議傘下への運営委員会（仮称）の設置、②HEOCが有するコア機能の検討精緻化（都道府県本部支援（都道府県ができないことを支援）、政治的リーダーシップへの情報集約、オールハザード運用の実現）、③健康危機管理調整本部（仮称）のレベル設定、リスク評価方法、施設要件（物理的インフラ、情報通信技術インフラ及び規格）、④健康危機管理に関する専門的な知識を有する人材育成（標準教育資料の開発を含む）、⑤支援機関の連携を円滑に行うための実働機関も含めた教育/訓練の実施のあり方について重点的に検討を進める必要がある。次年度はこれらの検討を進めつつ、我が国の既存の健康危機管理体制に適合するHEOC及び多分野連携の体制を整備するため、上記の項目を含む標準手順書の作成、机上訓練の実施を行う予定である。

### A. 研究目的

2018年の世界保健機関による国際保健規則（IHR）合同外部評価において、公衆衛生緊急オペレーションセンター（HEOC：Health Emergency Operations Center）の欠如及びセキュリティ部門を含む多分野の連携体制の弱さが指摘された。EOCは様々な領域で活用され、多分野連携のハブとなっている。本研究目的は、国内外の特に医療・公衆衛

生領域における先行事例を検討し、IHR等の国際的動向を分析しつつ、我が国の既存の健康危機管理体制に適合するHEOCの体制について検討することである。

### B. 研究方法

国内調査、国際調査、連携調査から得られた知見をもとに、研究分担者及び研究協力者とオンラインミーティング等による協

議を行い、我が国の既存の健康危機管理体制に適合するHEOCの体制について検討した。

## C. 研究結果

### 1. HEOC構築に向けて求められる要素の検討

WHOのFramework for a Public Health Emergency Operations Centre (2015)をレビューし、特に国レベルでのHEOCを構築する上で求められる要素について整理した。また、米国、カナダ、イスラエルの公衆衛生当局の視察・ヒアリング及びオーストラリア、エチオピアの関連文書をレビューした。その結果、以下の項目が重要であることが明らかになった

- 法的権限
- ポリシーグループ
- 運営委員会
- オペレーション構想 (CONOPS)

「法的権限」には、公衆衛生担当省庁の役割と責任、リスク管理、リソース調整メカニズム、資金調達メカニズムが記載される。健康危機を管理するためには、法令が不可欠な要素である。

「ポリシーグループ」は、政府高官や関係機関の責任者、専門家等で構成されるハイレベルな組織体である。HEOCに政策的ガイダンスを提供するポリシーグループが不可欠である。

「運営委員会」は、ポリシーグループが示す方向性に基づいて、健康危機管理センターの具体的運営や計画を遂行するために設置される。運営委員会は、健康危機管理センターの主要な関係者で構成され、施設要件や個別の計画・手順書の作成については、運営委員会の下部に計画委員会、ワーキンググループを設置できる。

「オペレーション概念 (CONOPS)」は、緊急時対応についての運用を記述する。

CONOPSは、戦略的、運用的、戦術的各レベルでの組織の役割と責任、健康危機事象の評価、対応レベルの設定、関係機関との連携等を記述することにより体系的な健康危機管理の枠組を示す。

### 2. わが国における災害・健康危機管理の本部機能の現状と課題

#### ①法的権限・オペレーション概念 (CONOPS)

厚生労働省健康危機管理基本指針が、健康危機管理センターを設立する上でカギとなる文書である。同文書は、オールハザードと読み込み可能であり、健康危機管理調整会議常設 (ポリシーグループ) を規定し、拡張可能性がある。(研究班・審議会・対策本部傘下の作業班設置規定を有する。)

一方、課題として、以下が挙げられる。

- 実災害時の組織図がない(イメージ図のみ)
- 国と地方自治体の役割分担の記述に乏しい(支援と受援)
- 厚生労働省外(民間等)のサージ人材の活用方針が限定的

#### ②ポリシーグループ

我が国において、「ポリシーグループ」に相当する組織として厚生労働省健康危機管理調整会議が設置されている。

健康危機管理調整会議の主な役割として、以下が定められている。

- 健康危機管理担当部局における健康危機管理に関し、定期的な情報交換を行う。
- 健康危機情報に係る対応について、情報交換及び評価分析を行う。

令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
 (健康安全・危機管理対策総合研究事業)  
 (総括・分担) 研究報告書

- 健康危機管理面での対応が必要な場合、関係部局での役割分担を行う。
- 対応する部局が定まらない場合若しくは複数の部局による総合的な調整が必要となった場合、関係部局での役割分担を含め健康危機管理担当部局の長等に対し、必要な要請を行う。
- 特に重大な健康被害が発生した場合は、対策本部の設置の必要性等について大臣官房長に判断を仰ぐとともに、その結果を大臣、副大臣等に報告する。

健康危機管理調整会議を強化することにより、HEOC に対して政策的ガイダンスを提供することが可能となる。

### ③運営委員会

我が国においては運営委員会に相当する組織が設置されていない。このため、運営委員会の設置を検討する必要がある。

#### 【運営委員会のイメージ案】

HEOC の具体的運営や計画を遂行することを目的とし、HEOC の主要な関係者が参加する。運営委員会の下部組織に、計画委員会（活動方針の決定）やワーキンググループ（施設要件や個別計画手順の作成等）を設置する。

参加機関としては、下記が想定される。

- DMAT 事務局、DPAT 事務局、DHEAT 事務局、DWAT、JMAT、日本赤十字社、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン等厚生労働省防災業務計画に記載されている関係機関
- 国立保健医療科学院健康危機管理部、国立感染症研究所感染症危機管理センター、産業医科大学災害保健センター等

### ④健康危機管理調整本部（仮称）運営

HEOC は、厚生労働省と都道府県との情報連携を推進し、都道府県の対応を支援する。更に、国際を含めた多分野連携の国レベルでのフォーカルポイントの役割も果たす。健康危機発生時に健康危機管理調整本部（仮称）を運営し、運営委員会に参加する関係団体の連絡窓口、事務局としての役割を担う（図1）。

健康危機管理調整本部のコア機能は下記のとおりである。

国 HEOC に特化した機能

- 都道府県本部支援（都道府県ができないことを支援）
- 政治的リーダーシップへの情報集約
- オールハザード運用の実現

一般的機能

- 意思決定
- 関係機関との連携、調整
- 健康危機に関するデータ、情報の収集・分析・評価・公表
- 資源配分
- パブリックコミュニケーション

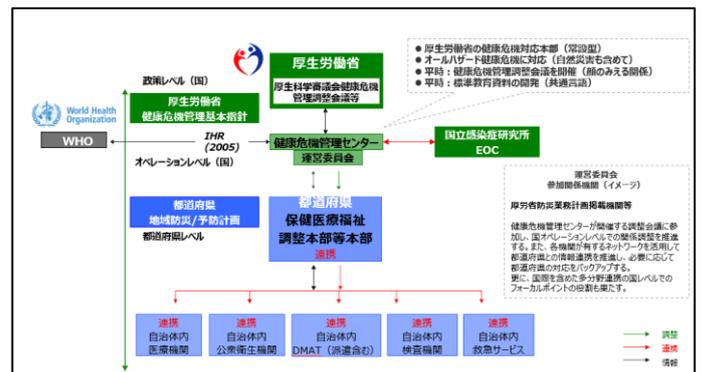


図1

### D. 考察

「Framework for a Public Health Emergency Operations Centre」や先行する諸外国の体制

を踏まえ、我が国に適合する HEOC の体制について検討した。

我が国においては、関係公的文書規定として「厚生労働省健康危機管理基本指針」、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が存在するが、HEOC を設立するためには、①センターの存在、②さまざまな緊急事態における役割、③その責任と説明責任、④地域、国、国際的な資源を活用した作戦計画や調整機構、⑤予算編成や資金配分等について明記した体系的な健康危機管理の枠組みが公的に規定される必要がある。

災害対策基本法に基づき臨時の対策本部を迅速に立ち上げる体制はすでに存在するが、オールハザード対応を行う常設 HEOC は設置されていない。我が国において HEOC を設置するためには、既存の大臣官房厚生科学課が中核的に果たしている機能を強化し、とりわけ健康危機発生時には激務に見舞われる同室職員をはじめとする厚生労働省職員を支えることができる体制が構築されるべきであろう。HEOC 計画を策定するためには、HEOC の明確な目的を策定することが重要である。厚生労働省と都道府県との情報連携を推進し、都道府県の対応を支援すること、国際を含めた多分野連携の国レベルでのフォーカルポイントの役割を果たすことが主要な目的となる。本研究班では、政府や関係省庁、都道府県等の対策本部、関係機関との関係性を体系的に整理した。

HEOC の設置にあたっては上級代表からなるポリシーグループを形成することが求められる。構成員として、①主要な利害関係機関のトップ、②法律および倫理顧問を含む主要な専門家、③政府関係者、④戦略的リーダーシップを担う専門家が挙げられる。我が国の既存体制としては、厚生労働

省健康危機調整会議が同グループにあたりと想定される。健康危機管理調整会議を強化することにより、HEOC に対して政策的ガイダンスを提供することが可能となる。

これまでの日本における災害対応で検討されていなかった組織として運営委員会の設置がある。運営委員会は、HEOC の企画・開発のため、HEOC の主要なステークホルダーとユーザーで構成されるメンバーで構成される。DMAT 事務局、DPAT 事務局、DHEAT 事務局、DWAT、JMAT、日本赤十字社、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン等厚生労働省防災業務計画に記載されている関係機関、国立保健医療科学院健康危機管理部、国立感染症研究所感染症危機管理センター、産業医科大学災害保健センター等が対象ハザード等の種別を超えて平時から参画することにより、公共部門と民間部門を含む社会全体によるオールハザード健康危機管理アプローチが可能になるだろう。HEOC の社会実装にあたっては、この運営委員会を実動部隊として設置できるかが最大のポイントになるだろう。健康危機管理という機微な情報を国家レベルで管理しつつ、民間の実働部隊とも連動する運営委員会をいかに構築するか、その点に我が国における HEOC の特性が最も反映されてくると考えられる。

## E. 結論

日本版 HEOC の設立に際して、厚生労働省と都道府県との情報連携を推進し、特に都道府県の対応を支援する観点から、政府や関係省庁、都道府県等の対策本部、関係機関との関係性を体系的に整理した。

今後はさらに次の事項の検討があると考えられる。

- 運営委員会参加機関の検討

令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金  
(健康安全・危機管理対策総合研究事業)  
(総括・分担) 研究報告書

- 健康危機管理に関するコア機能の検討  
(国 HEOC に特化した機能として、都道府県本部支援(都道府県ができないことを支援)、政治的リーダーシップへの情報集約、オールハザード運用の実現が想定される)
- 健康危機管理調整本部(仮称)のレベル設定、リスク評価方法、施設要件(物理的インフラ、情報通信技術インフラ及び規格)の検討
- 健康危機管理に関する専門的な知識を有する人材育成(標準教育資料の開発を含む)
- 支援機関の連携を円滑に行うための実働機関も含めた教育/訓練の実施

#### 参考資料

- 資料1 健康危機管理センターと他分野連携体制の推進のための研究に関する報告書

次年度は、我が国の既存の健康危機管理体制に適合する HEOC 及び多分野連携の体制を整備するため、上記の項目を含む標準手順書の作成、机上訓練の実施を行う予定である。

#### F. 研究発表

##### 1. 論文発表

特になし

##### 2. 学会発表

城間 紀之, 久保 達彦. 我が国の健康危機管理センター創立に向けて～オールハザード叡智の結集への挑戦. 第29回日本災害医学会総会・学術集会(2024年2月)

#### G. 知的財産権の出願・登録状況

##### 1. 特許取得

特になし

##### 2. 実用新案登録

特になし

##### 3. その他

特になし

